

# 市役所職員募集

令和6年10月1日付採用(社会福祉士・土木・建築)

令和7年4月1日付採用(保育士・保健師・社会福祉士・土木・建築)

令和6年10月採用および令和7年4月採用の市職員(正規職員)採用試験を実施します。



## 募集職種

10月採用 社会福祉士、土木技師、建築技師

4月採用 保育士(幼稚園教諭)、保健師、社会福祉士、土木技師、建築技師



## 試験日

10月採用 6月29日(土) または 30日(日) のいずれか1日

4月採用 1次: 6月1日(土)、2日(日) 2次: 6月下旬頃

場所 市役所本庁舎(万町)

申込期限 5月16日(木) 必着 ※受付は郵送または電子申請にて。

詳しい受験資格等は市ホームページでご確認ください。

※9月以降の試験(一般事務、土木等)については、6月号でお知らせ予定です。

☎ 総務人事課 ☎ (21) 2351



令和6年度から

国民健康保険  
に加入の方へ

## 国民健康保険税の税率等を改定します

皆様のご理解をお願いします

### どうして改定になるの?

国保制度改革に伴い、市は県が示す標準保険料率を参考に保険税率等を決定することになっております。

令和5年度において栃木市国民健康保険運営協議会での審議および令和6年3月議会における承認を得て、令和6年度からの保険税率等を次のとおり改定することになりました。

国保財政の健全化を図り、安心して医療を受けられるようにするため、今回の保険税率等の改定にご理解をお願いします。

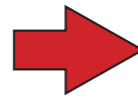
### 今回の改定の主なポイント

課税限度額について、負担能力に応じた課税を図るため、地方税法施行令で定める104万円に引き上げます。

### 国民健康保険税の税率等および課税限度額

現行 令和5年度

区分	所得割※1	均等割※2	平等割※3	課税限度額
医療分	6.6%	25,100円	18,600円	630,000円
後期分	2.6%	10,200円	7,500円	190,000円
介護分※4	2.1%	11,200円	6,200円	170,000円
合計	11.3%	46,500円	32,300円	990,000円



改定後 令和6年度(7月中旬通知予定)

区分	所得割※1	均等割※2	平等割※3	課税限度額
医療分	6.0%	19,600円	17,700円	650,000円
後期分	2.6%	10,200円	7,500円	220,000円
介護分※4	2.1%	11,100円	6,100円	170,000円
合計	10.7%	40,900円	31,300円	1,040,000円

※1 加入者全員の基準総所得に対する税率/※2 加入者一人当たりの税額/※3 一世帯当たりの税額/※4 介護分は、40歳以上65歳未満の被保険者のみ

☎ 保険年金課 ☎ (21) 2131 / 税務課 ☎ (21) 2263



～地域で防災活動を行う方へ～

## 防災士の資格取得費を補助します

自治会や自主防災組織など、地域で防災活動を行う知識を学ぶために、防災士の資格を取得していませんか?

市では今年度から、地域の中で防災活動を行う方に、防災士の資格の取得費の補助を始めます(防災士資格取得費補助金)。

対象 以下の要件を全て満たす方

- ・栃木市内にお住まいの方(住所のある方)
- ・日本防災士機構が認証する防災士の資格を取得した方(取得後1年以内であること)
- ・栃木市内の自治会・自主防災組織に加入する世帯の方、または栃木市内で防災に関する活動を行う団体に所属する方で、所属団体の代表者(自治会長・自主防災組織会長・所属団体の代表者)の推薦を受けた方
- ※資格取得後に、自治会・自主防災組織、所属団体で、防災に関する活動を行うことが条件となります。
- ・国や他の自治体から同種の補助金を交付されていない方
- ・市税などの滞納が無い方
- ・(18歳未満の場合)法定代理人(親権者)の同意のある方

補助金額 補助対象経費の3分の2の額(上限4万2千円)

申請期限 令和7年3月31日

※予算の上限に達した時点で終了となりますのでご注意ください(先着順)

### 申請方法

申請前に一度、補助金の受付状況について、問合先へ電話などでご確認ください。その後、必要書類(様式は市ホームページからダウンロードまたは問合先へ)を揃えて申請期限までに問合先へ提出ください。



☎ 危機管理課 ☎ (21) 2551



## 防災士とは?

認定NPO法人日本防災士機構による資格です。社会の様々な場で防災力を高める活動を行うための、十分な意識と一定の知識・技能を習得したことを、日本防災士機構が認証します

たいじょうほうしん

## 带状疱疹ワクチン接種費用の一部を助成します

市では令和6年4月1日から、任意接種である带状疱疹ワクチン接種費用の一部助成を開始しました。ワクチンの種類により、効果や接種回数、費用が異なりますので、接種については医師とご相談ください。

带状疱疹は、水痘(水ぼうそう)と同じウイルスが原因で起こる皮膚の病気で、体の片側や、顔、頭皮などに痛みをとともなう発疹が現れ、次第に発疹や水ぶくれが帯状に広がります。

日本人成人の90%以上は带状疱疹の原因となるウイルスが体内に潜伏しており、過労やストレスなどで免疫力が低下するとウイルスが活性化して带状疱疹を発症します。50歳代から発症率が増加し、80歳までに約3人に1人が带状疱疹を発症すると言われています。

対象者 市内に住所がある50歳以上の方

助成回数 生涯に1回

助成額 ・水痘生ワクチンの場合 4,000円を1回  
・带状疱疹不活化ワクチンの場合 10,000円を2回  
※どちらか一方のみ助成

助成方法 **市内医療機関で接種する場合**: 医療機関にある市の予診票を使用し、ワクチンの種類に応じた助成額を差し引いた額を窓口でお支払いください。  
**市外医療機関で接種する場合**: 窓口では、全額をお支払いください。その後、健康増進課で助成の手続きをおこなってください。



☎ 健康増進課 ☎ (25) 3512